JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	食品表示に関する法制度が食関連企業の製品開発活動に与える影響
Author(s)	藤形, 祐己; 長谷川, 光一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 38: 386-389
Issue Date	2023-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19256
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

１Ｅ１８

食品表示に関する法制度が食関連企業の製品開発活動に与える影響

藤形祐己（大阪工業大学）、長谷川光一（大阪工業大学）
yumi3752@outlook.com

1. はじめに

我々が食する食べ物や飲み物は、誰かによって作られ、届けられ、加工されて手元に届く。食品に関する法律は古くは戦前から制定されていたが、ニセ牛肉事件や黄変米混入事件やカミネ油症事件などの食品製造業者を起因とする問題、消費者の体調の変化などの問題が発生するたびに、対処療法的に追加されてきた。その結果、複数の法制度が食品の表示に関与する事態となった。食品表示法は複数の法制度を一本化したものである。しかし、依然として食品の表示に関する法制度は複雑である。消費者の権利と健康を守るためには必要であるが、食品を製造する企業にとってはその複雑さが製品開発活動影響を与える可能性は否定できない。本稿では、食品の表示に関する事件や違反がどの程度発生しているのかについて分析した結果について報告する。

2. 分析手法

食品に関する法律に違反した事例や事故があれば、ほとんどの場合新聞記事に取り上げられる。新聞記事検索を行うことで、どのような分野でどのような事件・事故・違反等が起こっているかが明らかになると思われる。そこで今回の分析では、新聞データベースを用いた分析を行うこととした。

食品の表示に関する法律としては不正競争防止法、食品衛生法、独占禁止法、JAS 法、景品表示法、健康増進法、食品表示法などがある。このうち、食品衛生法と食品表示法の２つに着目する。食品衛生法は食品の安全を確保するための法律のうち主要なものと考えられるため、食品表示法は複数の法律を一元化した法律であるため、選択した。

検索する新聞データベースは日経テレコンとした。検索期間は 1990 年 1 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日までとした。検索キーワードはそれぞれの法律の名前とした。表示された検索結果を目視で確認し、法律違反等の記事を除去した後、アフターコードとして分野を制定した。具体的な分野は農産物、海産物、加工食品である。

今回は食品の表示に関わる表示の中でも、食品の安全性の確保と飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする「食品衛生法」と、平成 27 年（2015 年）４月１日に施行された。食品衛生法、健康増進法、日本農林規格等に関する法律（JAS 法）の表示に関する規定を統合し、一元的な法制度を施行した「食品表示法」について調査すると共に、事件と法と企業の関係について言及していく。

3. 分析結果

3.1. 食品衛生法の分析

食品衛生法で検索したところ、検索対象期間では 2415 件の新聞記事が抽出された。この中から法律違反等に該当すると思われる記事を抽出したところ、1022 件が該当した。更にどの法律に関与した違反かを見たところ、食品衛生法以外にも別の法律に関与したものがいくつか見られた。食品衛生法と不正競争防止法の２つに関与した記事は 42 件である。同様に独占禁止法にも関与した記事は 2 件、JAS 法は 63 件、景品表示法は 8 件であった。

次に、1022 件の記事がどのような分野の記事であったかを見てみることとする。先述した通り、新聞記事を検索した後、アフターコードとして、農産物か海産物か加工食品なのかを設定した。結果を見ると農産物に該当する記事が 337 件、海産物に該当する記事が 113 件、加工食品に該当する記事が 572 件である。より詳細な品目を見てみると農産物では米、肉、ほうれん草、レバー、キノコ類などの記事が見受けられた。海産物はフグ、うなぎ、マグロ、アユなどの記事が見受けられた。加工食品は乳、菓子、肉まん、食事処の提供食に関する記事が見受けられた。

これらの記事が、いつ掲載されたのかを見ていくことしよう。図 2 は農産物・海産物・加工食品の 3 つに分類した新聞記事が、何年の記事なのかを集計したものである。結果を見ると集計期間の平均記事件数は農産物が年 13.0 件、海産物が 4.5 件、加工食品が年 19.0 件である。いずれのカテゴリーでも記事件数のばらつきは比較的大きくなっていると思われる。農産物では 2002 年に 45 件、2007 年から 2011 年にかけて 26 件、74 件、46 件、15 件、47 件となっている。これ以外の年には数件程度の記事が見つかるのみであった。同様に海産物については 2009 年～2011 年に 10 件を超える新聞記事があったが、それ以外の年では数件程度の検索結果となった。加工食品は 2007 年に 105 件の新聞記事が抽出されたのを筆頭に、2002 年に 90 件、2008 年 65 件、2003 年 54 件の記事が見つかっている。

新聞記事はその事件が重大であれば、何度も掲載する。例えば雪印乳業集団食中毒事件は 57 件、赤福偽装事件は 41 件、ダスキン非認可添加物入り肉まん事件は 34 件、協和香料法定外添加物は 33 件などとなっている。そこで、1 つの事件についてどの程度の記事があるのかを調べた上で、1 事件について新聞記事を 1 件にした上で再集計したものが図 3 である。農産物、海産物、加工食品の新聞記事は、それぞれ年平均 4.1、2.2、6.5 である。10 件以上の記事が見つかった年は、農産物が 2002 年（24 件）、2007 年（10 件）、2008 年（10 件）であった。加工食品は 2002 年（22 件）、2003 年（23 件）、2007 年（22 件）、2008 年（27 件）、2013 年（11 件）であった。海産物については 10 件以上の新聞記事が見つかった年はなく、もっとも多かった年で 2007 年の 6 件であった。

図 1 食品衛生法の記事の分野別割合

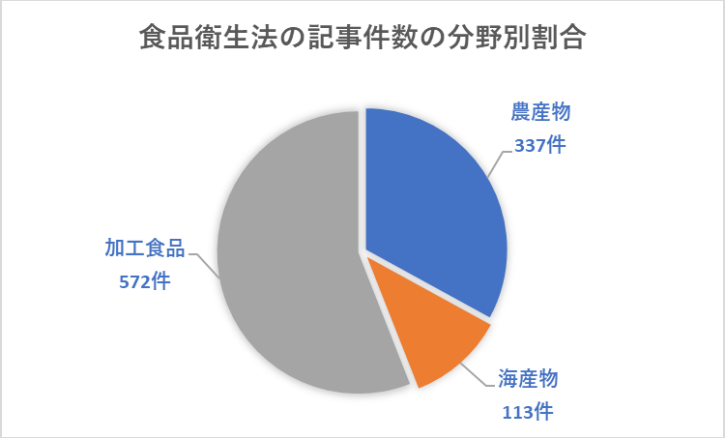

出典：日経テレコンより著者作成

図 2　食品衛生法に関する新聞記事の推移

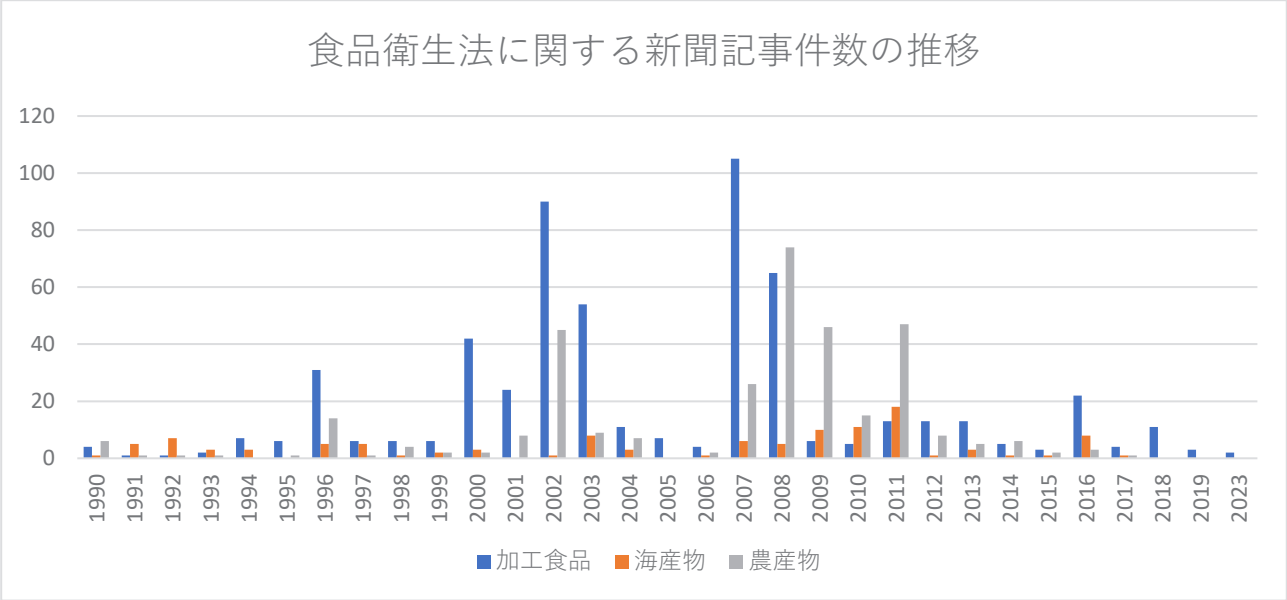

出典：日経テレコンより著者作成

図 3　食品衛生法に関する新聞記事件数の推移

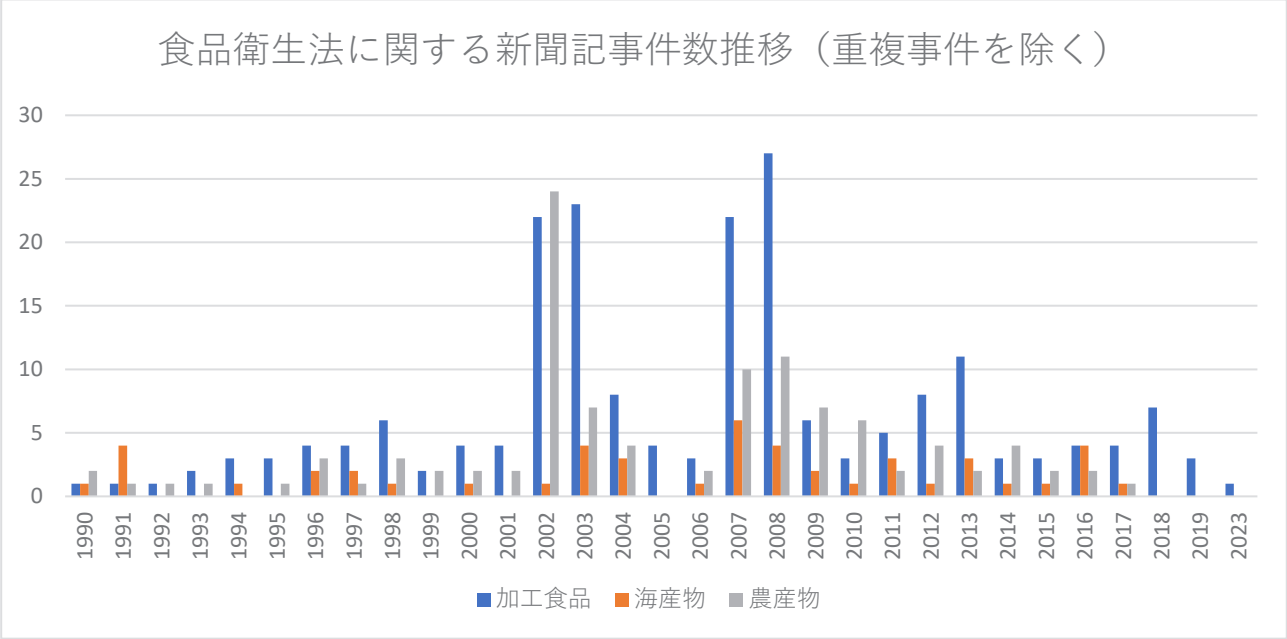

出典：日経テレコンより著者作成

3.2.　食品衛生法の分析

食品表示法についても同様の分析を行った。食品表示法は 2015 年に公布され 2020 年に完全施行された。2015 年から 2020 年は経過措置期間であった。家宅捜索や逮捕等に関する記事は 26 件抽出された。同期間の食品衛生法の記事は 33 件であるため、それほど少ないとは言えない。特徴的なのは、食品衛生法では相対的に少なかった海産物の記事が比較的多く抽出されていることである。

図 4　食品表示法に関する新聞記事件数の推移

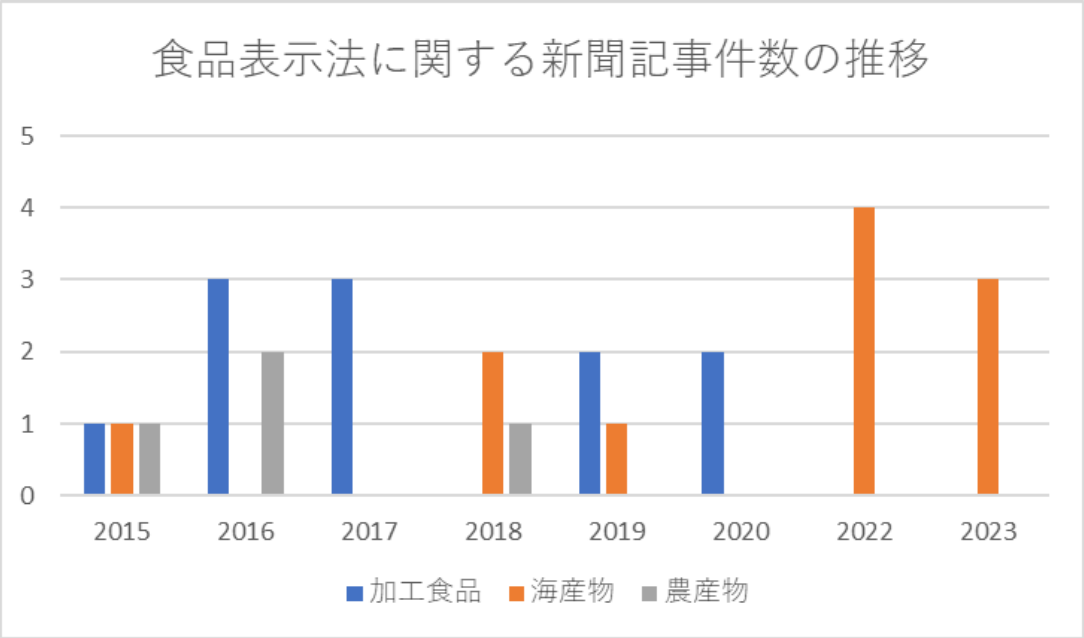

出典：日経テレコンより著者作成

4.　事例分析

次に食品衛生法に関する大きな事件事故等がどのように発生したのか、いくつかの事例について紹介する。

4. 1.　雪印集団食中毒事件

雪印乳業大阪工場で製造された低脂肪乳を飲み、14000 人を超える消費者に食中毒症状が出た事件である。失敗学会の失敗知識データベースによれば、保健所に届け出があったのは 2000 年 6 月 27 日であったが、その原因は 3 月 31 日まで遡る。この日は同社北海道大樹工場で停電事故が発生し、冷却工程に送るはずであった原料が 3 時間にわたって加熱された状態になってしまい、ここで黄色ブドウ球菌が発生した。この原料が翌日脱脂粉乳の製造に使われた上に 4 月 10 日の脱脂粉乳の原料にも使われた。廃棄すべき原料は殺菌装置にかけることで問題なくなるとの判断が下された結果、使用に至った。検査結果が自社基準を超えていたにも関わらず社内の他工場に出荷され、大阪工場で使用された結果、食中毒の発生に至った。

4. 2.赤福消費期限偽装事件

赤福の消費期限偽装事件は、夏場に製造日・消費日を偽っているという情報が保健所に提供されたことから発覚した。伊勢保健所が立ち入り調査行ったところ、未出荷出荷商品の包装をはがして冷凍保存、解凍した日を製造日と偽り再包装して消費期限を改ざん、原材料の表示をＪＡＳ法に定められている重量の重い順に表示していない、店頭に並べて売れ残った製品を「あん」と「餅」に分け直して再利用、という状況が明らかとなった。立ち入り検査の結果、ＪＡＳ法並びに食品衛生法違反として無期限営業禁止処分並びに改善策の報告の提出等の処分が下された。法律違反は 30 年以上前から行われていた。

5.考察

本稿では、新聞記事データベースを用い、どのような時期にどのような分野で食品表示の事件が起きたのかについて分析を行った。新聞記事の重複を除いて見たところ、加工食品に関する記事が最も多く、次いで農産物、海産物の順となった。加工食品が最も多いのは、そのままで販売する農産物や海産物よりも検討すべきポイントが多数に上るからであろう。どこの産地のどのような原材料を使用するのか、添加物は何を使うのかから始まり、加工方法にも気を付ける必要がある。原材料選定から製造、流通に至るまでの全てのプロセスに気をつける必要がある加工食品に関する事件や事故の記事が多くなるのはある意味必然であるともいえる。

2002 年、2007 年、2008 年等には 20 件を超える記事が抽出された。特定の年に事件や事故が集中している傾向があるように思われるが、特定の事件が直接のきっかけとなって、それまで隠れていた事件が芋ずる式に発覚したという傾向は無いように思われる。もちろん、関連する企業の不正等があわせて数件発覚したという事例もあるが、全体としてそれほど高い割合ではないと思われる。むしろ、新聞やテレビに何度も取り上げられるほどのインパクトのある事件が起きると、直接事件に関係のない企業も自主点検を始めるなどし、結果として新聞に取り上げられたと思われる。

雪印集団食中毒事件にしても赤福消費期限偽装事件にしても、その詳細が明らかにされることで各企業が自主点検を行い、結果として問題のある企業が製造プロセスの改善、自主回収等の行動をとることが予想される。意図的に悪意を持つ企業はこのような事件を目の前にしてもその行動を変えることは無いが、多くの企業は我が身を顧みて製造プロセスを再点検・改善等を行うことは推測される。これらの事件は製品の製造プロセスと管理に関する問題であるが、他社に対してのある種の自浄作用を働かせる効果はあり得るであろう。

食品表示法は複数の法律を統一してできた新しい法律である。同時期の食品衛生法関連の記事と似たような記事件数が抽出されたが、食品衛生法とは異なる事件・事故が抽出されている。こちらについては上記のようなインパクトのある事件はあるとは言えないが、もしインパクトのある事件があれば、同様の自浄作用が働く可能性は十分にあり得るだろう。

今回は複雑な法制度が研究開発活動等にマイナスの影響が働く可能性については観察されなかった。今後、事例研究を行うことで、この可能性について引き続き検討を行う予定である。

文献

1)失敗知識データベース, 雪印乳業の乳製品による集団食中毒事件, https://www.shippai.org/fkd/cf/CA0000622.html, (2023 年 5 月 30 日アクセス)
2)食品衛生タウン, 日本の食品衛生の歴史, https://www.n-shokuei.jp/town/history/nenpyo01.html, (2023 年 5 月 30 日アクセス)
3)公益社団法人日本輸入食品安全推進協会, https://www.asif.or.jp/, (2023 年 5 月 30 日アクセス)